

農業振興地域整備計画変更理由書

1. 農業振興地域整備計画変更理由

今回の変更は、分家住宅の建築などにより開発計画が具体化した案件についての農用地区域からの除外に伴い、農業振興地域整備計画（農用地利用計画）を見直すものである。

2. 農用地利用計画変更内容

（1）農用地区域外の土地を農用地に編入する場合

該当なし

（2）農用地区域内の土地を区域外として除外する場合

分家住宅の建築などにより転用が具体化した案件で、変更後の周辺土地利用の支障が軽微である農地など法第 13 条第 2 項に係る変更などにより、農用地区域から合計 0.7 ha を除外する。

・法第 13 条第 2 項に該当する案件 6 件 0.7 ha

(3) 農用地区域内の土地の農業上の用途区分の変更の場合 (変更理由を記述し、面積を下表に記入する)
該当なし

(4) 特別用途区分の変更
該当なし

(5) 変更箇所別変更面積、変更理由、補助事業実施状況一覧表

番号	地区記号・ 区域番号	編入除 外の別	用途区分 の別	現況 地目	面積 (㎡)	理由	除外に係る区域の事業実施状況				備考	
							事業名	地区名	事業実施年度	事業完了年度	申出地	法根拠 (条項)
除外 1	A-1	除外	農地	畑	2758のうち 461	分家住宅の建築	三重用水				水沢町字足見川 4822 番 6 の一部	法 13 条 2 項該当
2	A-1	除外	農地	畑	809のうち 470.45	分家住宅の建築					水沢町字西沖 1813 番 1 の一部	法 13 条 2 項該当
3	C-1	除外	農地	田	3848.82	着水井兼揚水ポンプ井等 の建築					小牧町字東川原 3171 番 1	法 13 条 2 項該当
4	C-1	除外	農地	田	1420のうち 478	農家住宅の建築	三重用水	中野	H7~H12	H12	中野町字東浦 2683 番の一部	法 13 条 2 項該当
5	B-1	除外	農地	畑	545	農家住宅の建築					上海老町 1975 番 4	法 13 条 2 項該当
6	B-2	除外	農地	畑	957	既存施設の拡張 (資材置場)	三重用水				川島町字宝谷 4629 番 13	法 13 条 2 項該当
計					6760.27							

三重用水：三重用水事業受益地

3. 農業生産基盤の整備開発計画変更内容
農業振興地域整備計画書 (案) のとおり
4. 農用地等の保全計画変更内容
農業振興地域整備計画書 (案) のとおり
5. 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画変更内容
農業振興地域整備計画書 (案) のとおり

6. 農業近代化施設の整備計画変更内容
農業振興地域整備計画書（案）のとおり

7. 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画変更内容
農業振興地域整備計画書（案）のとおり

8. 農業従事者の安定的な就業の促進計画変更内容
農業振興地域整備計画書（案）のとおり

9. 生活環境施設の整備計画変更内容
農業振興地域整備計画書（案）のとおり

10. 計画変更に係る関係農家の意見並びに市協議会の意見

計画変更の案件については、四日市市農業振興地域整備促進協議会に諮り、計画変更はやむを得ない旨の意見を得ている。
（市協議会開催日 令和6年11月15日）

11. 農用地区域除外地の開発状況

番号	地区・区域番号	除外時地目	除外年月日	除外事由	現況	除外事由と現況が異なる場合はその理由	今回の措置
1	A-1	畑	H22.9.15	工業団地	雑種地	事業計画が中止されたため	27号計画に即した事業継承ができるよう、指導中である。